

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所に対する加算

R7.4.1現在

機能	対象サービス	加算名	加算	算定要件	拠点の登録	連携及び調整従事者	運営規定に記載が必要な機能	事業所登録届出書(様式第3号)	機能を担う届出	運営規定		体制等の届出	
										記載	変更届出		
相談	○計画相談支援 ○障害児相談支援	地域生活支援拠点等 相談強化加算	700 単位/回 (1人につき月4回を限度)	障がいの特性に起因して緊急に支援の必要が生じた障害児者・保護者等からの要請に基づき、速やかに短期入所を利用するため、当該障害児者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整(利用計画の作成も含む。)を行った場合に加算する。	○	○	○相談機能 ○緊急時の受入れ・対応	市町村	市町村	○	市町村	市町村	
緊急時の受入れ	○短期入所	緊急短期入所受入加算	I 270単位/日(福祉型,共生型) II 500単位/日(医療型,医療型特定) I及びIIとも、初日から起算して7日限度、やむを得ない事情の場合は14日	居宅においてその介護を行う者の急病等やむを得ない理由により、短期入所を緊急に行った場合に、当該利用者のみを加算する。			—		—	×	—	—	
	○短期入所 ○重度障害者等包括支援(短期入所利用時)	地域生活支援拠点等の場合	(1) +100単位/日 (2) (1)+200単位/日 ※利用開始日のみ	(1)地域生活支援拠点等に位置付けられている場合、緊急時対応に限らず、利用開始日の1日につき定める単位数に更に加算する。 (2)連携及び調整に従事する者を配置し、医ケア児者・重心障害児者・行動関連項目10点以上のものを支援した場合に、①にさらに加算する。	(1) ○	(2) ○	○緊急時の受入れ・対応 ○体験の機会・場の確保	市町村	市町村	○	県	県	
	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援(上記の4事業利用時)	緊急時対応加算 (月2回を限度)	100単位	+50単位/回	・地域生活支援拠点等に位置付けられている事業所が、利用者又はその家族等からの要請により、支援計画を変更して支援計画に基づかないサービスを24時間以内に提供した場合に加算する。 ・連携及び調整に従事する者を1名以上配置していること。	○	○						
	○自立生活援助 ○重度障害者等包括支援(自立生活援助利用時)	緊急時支援加算(I)	711単位	+50単位/回	・地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所が、利用者又はその家族等からの要請により、深夜(午後10時から午前6時までの時間)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。 ・連携及び調整に従事する者を1名以上配置していること。	○	○	○緊急時の受入れ・対応	市町村	市町村	○	県	県
	○地域定着支援	緊急時支援費(I)	734単位	+50単位/回	・地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所が、利用者又はその家族等からの要請により、深夜(午後10時から午前6時までの時間)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。 ・連携及び調整に従事する者を1名以上配置していること。	○	○						
体験の機会・場	○生活介護 ○自立訓練(機能・生活) ○就労移行支援 ○就労継続支援A型・B型	体験利用支援加算(I) 500単位 体験利用支援加算(II) 250単位	+50 単位/日	・地域生活支援拠点等として位置づけられている指定障害者支援施設等における指定生活介護等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合で、従業者が以下のいずれかの支援をし、記録した場合に加算する。 (1)昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 (2)指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 ・従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1名以上配置していること。	○	○							
	○地域移行支援	体験利用加算(I) 500単位 体験利用加算(II) 250単位	+50 単位/日 (15日まで)	地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所が、地域移行支援の支給決定者で体験的な障害福祉サービスの利用を希望しているものに、サービスを利用するにあたっての課題、目標、体験期間及び注意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、サービスの体験的な利用支援を行った場合に算定できる。 ・従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1名以上配置していること。	○	○	○体験の機会・場の提供	市町村	市町村	○	県	県	
	○地域移行支援	体験宿泊支援加算(I) 300単位 体験宿泊支援加算(II) 700単位	+50 単位/日 (体験宿泊加算(I)及び(II)を合計して15日まで)	・地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所が、地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できる。 ・従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1名以上配置していること。	○	○							

	○施設入所支援	地域移行促進加算(Ⅰ) 120単位 地域移行促進加算(Ⅱ) 60単位	120単位/日	・地域生活支援拠点等として位置づけられている障害者支援施設に入所する利用者が、地域移行支援の体験的な宿泊支援(単身での宿泊支援)を利用する場合、支援員が地域移行支援事業者との連絡調整等の相談支援を行った場合に算定する。 ・従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1名以上配置していること。	○	○							
専門的人材の育成	○生活介護(障害者支援施設が行う生活介護を除く)	重度障害者支援加算	体制加算 7単位/日 個人加算 180単位/日	○体制加算 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成し、強度行動害のある者にサービスの提供を行った場合に加算する。 ○個人加算 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害のある者に個別の支援を行った場合に加算する。体制加算に加えて、研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できる。			—		—	×	—	—	
	○計画相談支援、 ○障害児相談支援	地域体制強化共同支援加算	2,000 単位/月 (1人につき月1回を限度)	・地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所の相談支援専門員が、支援が困難な計画相談支援対象障害者に対して、サービスを提供する事業者3者以上の職員等と、会議により情報共有や支援内容を検討し、必要な説明、指導、支援等を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、自立支援協議会に文書により報告を行った場合に加算する。自立支援協議会等への報告の内容については別途定める。	○		○専門的人材の育成等	市町村	市町村	○	市町村	市町村	

※ 地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。